

令和6年度 障がい者活躍推進計画（北海道警察）実施状況

北海道警察では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき「北海道警察職員に係る障がい者活躍推進計画」（以下「計画」をいう。）を策定し、障がい者の活躍の場の拡大等に向けた取組を行っています。令和6年度の実施状況について、同法7条の3第6項の規定に基づき公表します。

1 目標と実績（各年6月1日時点）

目標（法定雇用率）	R6実績（実雇用率）
2.8%	3.07%

2 実施状況

(1) 計画の推進体制

令和6年12月に「北海道警察障がい者活躍推進委員会」を開催し、計画の推進状況を共有

(2) 障がいのある職員の支援体制

警察本部、各方面本部に「障害者職業生活相談員」を配置

(3) 職務環境の整備

「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、車椅子使用者用駐車施設の整備や階段への手すり設置などの整備を実施

(4) 障がいのある職員の人材育成等

障がいのある職員の健康状態や職務の適性等の把握し、適材適所の人事配置を実施

(5) 職員の募集及び採用

採用試験実施に当たっては、個々の障がい特性に応じ、合理的配慮を提供

(6) 働きやすい職場づくり

- ・ワークライフバランスの推進
- ・「仕事、職場環境等に関するアンケート」を実施し、仕事等に対する満足度を調査